_									頁科□□
取組区分	事業名	通し番号	地	番号	事業内容	要望	量	町としての対応・提案	備考
, via4 p /J		∪ д つ	白いムク	(調書番号)	2-NSI 7 H	タ 王		(特記すべき事項等)	
周辺安全対策	長 竹川の増水対策 国道全対策	1	全地区	1-1	長竹川支流の改修	1	式		
		2	竹ノ倉	1-11	用水路の改修	130	m		
		3	竹ノ倉	1-12	町道橋下の河川断面が小さい	1	橋	長竹川流域の洪水不安解消 連携会議を通じて要望	
		4	竹ノ倉	1-14	国道橋下の河川断面が小さい	1	们间	(果において実施している長竹川流域の氾濫原因調査・解析に基	
		5	竹ノ倉	1-15	竹ノ倉川の護岸整備	160	m	づき、支流も含め必要な箇所については効果のある改修を県で実施してもらうよう要望)	
		6	竹ノ倉	1-16	国道下の暗渠が小さい	1	ケ所		
		7	竹ノ倉	1-24	田がつかる	1	ケ所		調書番号3-44から変更
		8	竹ノ倉	1-18	国道の改良 (歩道設置+交差点改良)	300	m	国道33号にかかわる改良要望については、連携会議を通じて要望	
		9	竹ノ倉	1-20	国道の浸水対策	1	式	(国道浸水の不安についても、県において実施している長竹川流域	
		10	竹ノ倉	1-21	西バイパスの延伸	1	式	の氾濫原因調査・解析に基づき、必要な箇所については効果のある 改修を県で実施してもらうよう要望)	
(県実施分)地域振興策	災害から守る	11 竹ノ倉 2-8						調書番号2-7(急傾斜地対策事業の進捗促進))を含む	
			2-8	急傾事業	急傾事業 700 m 連携会議を通じて県に要望を行っていく。	連携会議を通じて県に要望を行っていく。	調書番号2-10(家の裏のがけ崩れ対策)を含む		
	地域交通の安全性向上	13	竹ノ倉	3-24	竹ノ倉地区幹線道路	340	m	幹線道路に位置づけられる竹ノ倉3号線合流点までは改良工事を行う。	調書番号3-27(町道竹ノ倉1号線拡幅)を含む
		14	竹ノ倉	3-31	(町道竹ノ倉1号線・3号線)の拡幅 ガードレールの設置	140	m	修繕する町道やその区間は「資料1-2」を参照 未設置区間にガードレールを設置する。	
		15	弘岡 竹ノ倉	3-32	町道長尾六所線街灯設置	450		現地にて設置個所の確認後、設置する。	
		16	弘岡 竹ノ倉	3-32	町道竹ノ倉1号線舗装修繕			修繕する町道やその区間は「資料1-2」を参照	
		17	竹ノ倉	3-42	青線水路の改修			溝を設置する。 水管の設置に併せて消火栓を設置(周辺安全対策)、配水管既設置箇所の場合は新設(地域	あ フょん 佐生 見
		18	竹ノ倉	3-43	消化栓の設置 六所橋~加茂小中学校前の道の拡幅		ケ所	振興策)	配水管設計時に盛り込む(75m管の必要あり)
		19	弘岡	3-52	(日高村管理の赤線)			日高村の通学路交通安全プログラムの要対策箇所のため、対応を日高村と協議 急傾事業の範囲から外れるので、町の事業で実施する。	
		20	竹ノ倉	3-78	水路修繕		m		調書番号2-9から変更
地		21	竹ノ倉	3-79	谷からの出水が激しい			町道の維持管理の一部として実施する。 道路照明としては、設置基準を満たしているため、防犯灯の設置で検討する。設置個所は要	調書番号2-11から変更
		22	竹ノ倉	3-81	国道に道路照明設置	2.1	km	検討。	調書番号1-17から変更
		23	竹ノ倉	3-82	聖神社裏の大きな岩	1.0	ケ所	山地災害事業で実施する(対策工か検討中)	調書番号2-12から変更
域振興	地域コミュニティ	24	横山 竹ノ倉	3-68	既設公民館の整備	1	式	詳細は、資料1-4 参照	
(策(町実施分)		25	3-71	3-71	集落活動センター加茂の増床	1 /	ケ所 必	必要な用地を取得の上、増床を行う。	
		23	лиж	3-72					
	若者定住の促進 農業集落居住者 の憩いの場	26	加茂	3-73	公営住宅の整備	1	ケ所	詳細は、資料1-4 参照	
	町全体での 振興策	27	佐川	4-1	道の駅の整備	1	ケ所		霧生関を想定
		28	佐川	4-2	図書館の整備	1	ケ所		東町を想定
	代替案での提案	29	竹ノ倉	3-47	ゴミステーションの設置	1	ケ所	佐川町ごみ集積所設置基準により要望箇所への新設ではなく、竹ノ倉3班で1か所新設を提 案	地域内道路環境等の整備後、竹の倉全体で設置位置の見直しを提
	実施できない 箇所	30	竹ノ倉	3-40	舗装修繕	90	m2	私有地であるため事業化は困難	
		31	加茂	3-82	加茂温泉の活用	1	ヶ所	土地の管理者と源泉の管理者が違っており、権利関係が複雑であるため、事業化が困難	
	対策済み箇所	32	竹ノ倉	3-26	町道竹ノ倉1号線外側線の設置	100	m	対応済み	